

川崎市固定資産評価員設置要綱

(平成 22 年 3 月 1 日川財税第 1244 号)

固定資産評価員は、市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するために設置される、特別職である。(地方税法第 404 条、地方公務員法第 3 条)

この固定資産評価員の職務及び服務等について、法に定めるところによるほか、以下のとおり定めるものとする。

1 職務

固定資産評価員は、市長の指揮を受けて、総務大臣が示す固定資産評価基準に従い、固定資産を適正に評価するため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 固定資産の実地調査に関すること
- (2) 固定資産評価調書の作成に関すること
- (3) 固定資産の価格決定の補助に関すること
- (4) 固定資産の評価事務に関すること
 - ア 固定資産(土地・家屋)の評価替えに関すること
 - イ 固定資産の審査申出に関すること
 - ウ 固定資産の評価に関する研修に関すること
 - エ 固定資産の評価における特例事項の調査・研究に関すること
 - オ 固定資産の評価に必要なその他のこと

2 服務等

(1) 勤務日及び勤務時間

原則として、週二日(12:00から13:00の間を除く9:00から16:15)のほか、上記1の職務遂行のために必要な日とし、別途財政局長の定めるところによる。

(2) 報酬

「川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。)の定めるところにより、次のとおり支給する。

日額 28,000円

(3) 出張費

条例第5条第2項の定めるところによる費用弁償については、「川崎市旅費支給条例(昭和22年8月20日条例第21号)」(別表の適用等級は「1等級」とする。)及び「川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37

年 9 月 28 日規則第 50 号)」の定めるところにより支給する。

(4) 公務災害

「川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」
(昭和 42 年 12 月 27 日条例 35 号) の定めるところによる。

3 固定資産評価補助員の設置

固定資産評価員の職務を補助させるため、財政局の税務監、税務部長、各市税事務所長及びこすぎ市税分室長並びに税務部資産税管理課及び各市税事務所資産税課に所属する職員並びにこすぎ市税分室の資産税担当職員を地方税法第 405 条に規定する固定資産評価補助員とし、固定資産評価補助員証の交付をもってその職を命じることとする。

附則（平成 22 年 3 月 1 日）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 24 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 7 日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。